

せいかつ ほご 生活保護のしおり

せいかつ ほご そうだん しんせい かた
生活保護の相談や申請をされる方のために

このしおりでは、生活保護制度の内容や申請から決定までについて書いてあります。
しよりの内容で不明な点や詳細については、保護課の職員へご確認ください。



せいかつ こま かた えんりよ ちか みんせいいいん ふくしじむしょ
生活にお困りの方は、遠慮せずにお近くの民生委員、福祉事務所

かくそうごうししょ そうだん
または各総合支所にご相談ください。

そうだん う ないよう こじんじょうほう まも
相談を受けた内容についての個人情報 は守られておりますので、

あんしん そうだん
安心してご相談ください。

いしのまぎし
石巻市

1 生活保護とは

人は病気やけが、高齢、離別等様々な事情で、あらゆる手をつくしても生活に
困ることがあります。

生活保護は、生活に困っている方に対して、国で定めた最低限度の生活を保障
するとともに、自分たちの力で生活ができるように支援することを目的とした
制度です。これは、憲法第25条で保障されている国民の権利であり、要件を満
たす限り、誰でも平等に適用されます。

2 生活保護を受けるには

1 資産の活用

あなたの世帯が保有している資産（預貯金、生命保険、土地、家屋、自動車、
貴金属など）で保有が認められないものは、売却や処分により生活費に充ててい
ただきます。

ただし、現在お住まいの住宅や障害のために必要な自動車などは、一定の
条件のもとに保有を認められる場合もあります。

2 能力の活用

働くことのできる方は、能力や状況に応じて、働いて収入を得るよう取
り組んでいただきます。

3 扶養義務者の援助

親や子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から仕送りなどの援助を受けられるか、相談していただき、受けることができる場合には、生活保護に優先して、生活費等に充てていただきます。

(ご親族に対して、扶養の可能性について調査させていただくことがあります。

DV や虐待等の特別な事情がある場合や、また何十年も会っていない、話していない等のような場合は、ご相談ください。)

4 他の制度の活用

他の法律や制度で受けることができる年金や手当など、活用が可能な制度がある場合には、生活保護に優先して、活用していただきます。(国民年金、厚生年金、傷病手当金、労災保険、雇用保険、児童手当、児童扶養手当、自立支援医療、難病医療費助成など)

※原則、暴力団は生活保護を受けることはできません。

3 生活保護の決め方

生活保護は、原則として、世帯（同居している人）を単位として決定します。

世帯全ての収入と国で定めた世帯の基準（最低生活費）を比べて、収入が基準（最低生活費）よりも少ない場合に、不足分を保障します。

※収入が基準（最低生活費）より多い場合でも、介護費や医療費の一部を自己負担していただき、生活保護を適用することもあります。

しゅうにゅう
収入

はたらえ しゅうにゅう ねんきん てあて しおく へんれいきん かんぷ
働いて得た収入のほか、年金、手当、仕送り、返戻金、還付
きん など、うけとったすべてのお金などです。

さいてい
最低
せいかつひ
生活費

せたい にんすう ねんれい けんこうじょうたい す ちいき にゅういん にゅうしょ
世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域、入院、入所
などにより定められた1か月分の費用です。

せいかつほご てきよう ばあい
生活保護が適用される場合

せいかつほご てきよう ばあい
生活保護が適用されない場合

しゅうにゅう さいていせいかつひ
(収入が最低生活費
より少ないとき)

しゅうにゅう さいていせいかつひ
(収入が最低生活費
より多いとき)

さいていせいかつひ がく
最低生活費の額

さいていせいかつひ がく
最低生活費の額

しゅうにゅう がく
収入の額

せいかつほご ひ がく
生活保護費の額

しゅうにゅう がく
収入の額

4 生活保護の内容（1）

生活保護には、次の8種類があります。

生活扶助 ⇒ 衣食や光熱水費など毎日の生活に必要なものについて行われる扶助です。

住宅扶助 ⇒ 家賃、地代または住宅の修理などについて行われる扶助です。

教育扶助 ⇒ 義務教育に伴って必要な学用品、給食費などについて行われる扶助です。

介護扶助 ⇒ 介護サービスを利用する際の扶助です。

医療扶助 ⇒ 病気やけがにより、医療費や薬代がかかる際に行われる扶助です。
(医療費が免除となるのではなく、医療費の全部もしくは一部を医療扶助として支給します。)

出産扶助 ⇒ 出産時の扶助です。

生業扶助 ⇒ 高等学校等に就学するための費用、仕事に就くための費用、仕事の技術や技能を身につけるために行われる扶助です。

葬祭扶助 ⇒ 生活保護を受けている人が、亡くなった家族などの葬儀をする際に行われる扶助です。

4 生活保護の内容（2）

一時扶助

一時的に費用が必要となり、日々のやりくりで賄うことができない場合、毎月の保護費に加えて、臨時的な保護費を支給することがあります。

支給の要件があることから、事前の相談や申請が必要です。また、見積書や領収書等の書類が必要となる場合があります。

* おむつ代、高校へ通学するための定期代、入学準備金、家屋の修繕費、通院時の交通費など

就労自立給付金

安定した職業に就き収入を得たことにより、生活保護が不要となった方に支給されます。

進学準備給付金

生活保護世帯の子どもが大学や専門学校等へ進学する際に、進学を応援するための費用として支給されます。

5 生活保護の申請から決定まで

1 申請

生活保護の申請をすることができるのは、原則として世帯主か同居している方です。

入院中等で外出ができない時や病気などで申請手続きに来ることができないときは、扶養義務者（親ごさんやお子さん、兄弟姉妹の方）の申請が可能な場合があります。

2 調査

申請があると、保護課の地区担当員（ケースワーカー）が次のようなことについて調査をします。

・家庭訪問

お住まいの状況の確認や生活状況、ご家族の健康状況、扶養義務者の状況等を確認します。

・収入や資産の調査

金融機関や保険会社、年金事務所等へ保護の決定に必要な事項を調査します。

・その他保護の決定に必要な事項

医療機関への病状調査、民生委員への調査など

3 決定

調査結果をもとに、生活保護に該当するか、該当する場合はどの程度かを、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定し、文書で通知します。

あなたの^{ちく}地区^{たんとういん}担当員（ケースワーカー）は、です。

あなたの^{ちく}地区^{みんせいいいん}の民生委員は、です。

「説明^{せつめい}が分^わからなかったのもっと丁寧^{ていねい}に教^{おし}えてほしい」、「内容^{ないよう}を忘^{わす}れたので
もう一度^{いちどき}聞^ききたい」等^{など}の要^{よう}望^{ぼう}がございましたらお気^き軽^{がる}にご連^{れん}絡^{らく}ください。

いしのまきし しゃかいふくしじむしょ ほごか いしのまきしやくしょない
石巻市 社会福祉事務所 保護課（石巻市役所内）

いしのまきしこくちょうじゅうよんばんいちごう
石巻市穀町14番1号

でんわ
電話 0225-95-1111

ないせん
内線（2506・2505・2504・2503・2502・2499・2498・

2497・2496・2495・2494・2493・2492・2491）